

## 介護予防・日常生活支援総合事業実施に係る質問と回答

No	質 問	回 答	回 答 日
91	現在要支援認定を受けている人は、平成29年4月以降の認定更新までは予防給付を利用できるということだが、認定更新前に総合事業のサービスの利用を希望される場合はどうなるのか。	認定更新時期より前に総合事業のサービス利用される場合は、前倒しでサービス利用を行うことが可能です。その場合、以下の手続きをお願いします。 ①担当ケアマネジャーから地域包括支援センターへ総合事業の利用を連絡する ②介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書を提出する ③担当ケアマネジャーがケアマネジメントを実施する ④総合事業の指定事業者と契約をする	29.3.3